

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和7年度）

住 所 広島市中区東千田町二丁目 9 番 2 9 号

事業者名 広島電鉄株式会社
代表者名 代表取締役社長 仮井 康裕

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	現在のところ、公表可能な計画はないが順次計画を立て施行予定である。	—

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降の介助	低床車両には乗降口に車いす用のスロープを整備しており、車いす利用者が乗降の際は、乗務員がスロープを使用し、乗降の介助を行い対応している。 また、低床車両以外の車両の場合も、車いす利用者がご乗車される場合は、予め降車停留場を確認のうえ、降車停留場に係員を派遣させ、降車扱いの対応を行っている。	実施済み

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・ 停留場案内表示器 ・ 電車位置情報検索サービス	・ 一部の駅にはLED、LCD表示器を設置しており、次に到着する電車が低床車両か否かを案内している。また、当案内表示器は電車が到着する直前に、到着する旨を音声にて案内している。 ・ 電車位置情報検索サービスにより、ホームページ上で低床車両の運行情報を提供している。	・ 広島駅前大橋ルート開通に伴うLCD案内表示器の整備化

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
集合教育	・ 障害者からの寄せられた苦情と善行を伝え、業務改善ついでの教育を行った。	乗務員対象：26回

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームページ	ホームページ上に「お客様へのお願い」として、優先席やゆずりあいの席、携帯電話の利用について案内を掲出している。	—

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

引き続き、低床車両の導入と駅・停留場のバリアフリー化を進めていく。

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページに掲載

(4) その他

特になし

(令和8年3月31日現在)

[illegible]

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和7年度）

住 所 広島市中区東千田町二丁目 9 番 2 9 号

事業者名 広島電鉄株式会社
代表者名 代表取締役社長 仮井 康裕

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 6 条の 2 で定める要件に関する事項

（1）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3 万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	
（2）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が3000人以上 3 万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○